

(別紙)

1 令和4年8月5日付け2国2第12号東京法務局民事行政部長照会によれば、台湾出身の複数国籍者から、台湾の戸籍謄本、身分証、旅券が添付されて国籍離脱届出がなされているところ、添付書類は、いずれも台湾（中華民国）当局発行のものであり、中華人民共和国当局発行のものではない。

この照会について、「適法な届出として取り扱うのが相当」とされており、今回の回答でも、勧告の趣旨1について「台湾出身者で日本国籍を有する者について、届出内容から日本国籍以外の国籍を有していることが総合的に確認・判断できる場合には、国籍法第13条の趣旨を踏まえ、届出により日本国籍の離脱を認める取扱いに変更した」とある。

一方で、令和2年3月31日付法務省民事局民事第一課からの回答によれば、国籍法13条による離脱届については、「外国国籍を有することについて、当該外国政府の権限のある者が発行した証明書の提出を求めているところ、台湾当局発行の証明書はこれに当たらない」とされていた。以上を踏まえ、

- (1) 上記取扱いへと変更した理由を教示願いたい。
- (2) 上記取扱いが変更したことについて、どのように周知徹底するのか、教示願いたい。
- (3) この点、「国籍Q&A」での記載を変更したとのことであるが、台湾出身者について従前の取扱いを変更したこと、その変更時期自体についての説明がないため、取扱いが変更されたことの周知としては不十分であると考ええる。この点についての見解を示されたい。

2 (1) 「国籍Q&A」のQ13には、「国籍法第13条の趣旨から、少なくとも日本国籍以外の国籍を有していることが確認できる書類（台湾出身者の場合は複数の書類・資料）が必要です」とあるが、ここでいうところの「国籍法第13条の趣旨」とは具体的に何を意味するのか。

(2) 「台湾出身者の場合は複数の書類・資料」とは、具体的に何を指すのか。令和4年8月5日付け2国2第12号東京法務局民事行政部長照会で添付された、台湾の戸籍謄本、身分証、旅券の3種類が示される必要があるのか、それともこれらのうち一部でもよいのか。

3 令和4年8月5日付け2国2第12号東京法務局民事行政部長照会によれば「台湾で公務員に就職するために、日本国籍を離脱する必要があるとの事情もある」として、照会をしている。

念のための確認であるが、今後は、仮に、台湾出身者で国籍離脱届出を出す者が、「台湾で公務員に就職する必要があるとの事情」は有しないとしても、日本国

籍以外の国籍を有していることが確認できる書類（台湾出身者の場合は、台湾当局発行の複数の書類・資料）を有していれば、日本国籍の離脱を認めるという理解でよいのか。

- 4 勧告の趣旨2についての回答では、「国籍法14条第1項に規定する国籍選択義務のある重国籍者に、日本国籍の選択義務があるわけではないことは明らかである」とあるが、勧告発出時は、台湾出身者について日本国籍の離脱が認められていなかったため、国籍選択義務を課せば、結果として日本国籍の選択しか認められていなかったものである。そこで、勧告の趣旨2についての回答は、今般、台湾出身者について、日本国籍の離脱を認める取扱いに変更し、台湾籍を選択することができるようになったことを理由とするという理解でよいのか。

Q13: 日本国籍の離脱には、どのような手続が必要ですか？

1 届出方法

本人(15歳未満のときは、父母などの法定代理人)が自ら届出先に出向き、国籍離脱の要件を備えていることを証する書類を添付し、書面によって届け出ることが必要です。

添付書類等の詳しい手続は、届出先となる法務局・地方法務局又は外国にある日本の大使館・領事館に御相談ください。

2 届出先

(1) 日本に住所を有する方

住所地を管轄する法務局・地方法務局

(2) 外国に住所を有する方

外国にある日本の大使館・領事館

(注1) 国籍法第13条の趣旨から、少なくとも日本国籍以外の国籍を有していることが確認できる書類(台湾出身者の場合は複数の書類・資料)が必要です。

(注2) 日本国籍の離脱の効果は、離脱者本人のみに生じ、その配偶者や子などの親族には及びません。

また、日本国籍の離脱の届出をした方は、離脱の要件を備え、かつ、届出が適法な手続によるものである限り、その届出の時に日本国籍を離脱したことになります(国籍法第13条第2項)。